

## 「鳥取市自治基本条例見直し(案)」について

本市では、まちづくりを行うための基本ルールとなる「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月1日に施行しています。

条例では、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、本条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することを規定しています。

この条例の見直しについては、本年4月の市長からの諮問に基づき、「鳥取市市民自治推進委員会」(公募による市民など10人で構成)による慎重な審議が行われ、本年8月19日に「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」が市長に提出されました。

このたび、この答申書に基づき、条例第13条(コミュニティ)、第24条(危機管理)、第28条(国及び自治体等との連携及び協力)について、条文の見直しをすることとしました。

この条例見直しの内容について、市民の皆さんから多くのご意見をいただき、今後、作成する条例改正案に反映させていきたいと考えます。

たくさんのご意見をお寄せください。

### ◎ご意見は・・・

#### 1. 提出期間

令和2年9月4日(金)～令和2年10月5日(月) 17時15分必着

#### 2. 提出方法

- (1) 様式は問いません。
- (2) 住所・氏名を明記のうえ、郵送・持参・ファクシミリ・電子メール・本市公式ホームページ(電子申請)のいずれかで。

#### 3. 資料の設置場所

- (1) 市役所本庁舎・・・総合案内所(1階)、協働推進課(2階)
- (2) 市役所駅南庁舎・・・総合案内(1階)
- (3) 各総合支所・・・地域振興課
- (4) 各地区公民館

#### 4. 提出先・問い合わせ先

鳥取市市民生活部協働推進課  
〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地  
[電話] 0857-30-8176  
[ファクシミリ] 0857-20-3919  
[電子メール] kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

# 「鳥取市自治基本条例見直し（案）」について

## □ 改正内容

### ①第13条（コミュニティ）

コミュニティ活動の拠点の位置付けとして地区公民館以外の施設も含むことができるよう、条文中の「地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ」を「地区公民館等」をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけに変更します。

現在の条文では地区公民館がコミュニティ活動の拠点施設として位置づけられていますが、鳥取市が平成29年度から実施している地域組織のあり方検討の中で、地区公民館以外の施設（例えば、コミュニティセンター等の施設）もコミュニティ活動の拠点とすることが議論されています。

多様化する地域活動の動きを踏まえ、地区公民館以外の施設もコミュニティ活動の拠点として位置付けることができるよう、条文の文言を修正するものです。

変更後	変更前
第13条 1～4（略） 5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。	第13条 1～4（略） 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

### ②第24条（危機管理）

地域と行政との協働の視点を踏まえて、市の対応を記載する条文の中に、「対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図ります。」という文章を追加します。

現在の条文では、市、市長、市民それぞれの責務が記載してありますが、協働の視点も必要と考えます。災害発生時に行政として出来ることには限界があり、市民と連携・協働して取り組むことが重要です。地域住民と行政が一丸となって同じ立ち位置で減災（防災）に取り組むことで、より地域の実態に応じた丁寧な危機管理が可能となると思いますので、自助、共助、公助の推進が明確になるよう、条文の文言を修正するものです。

変更後	変更前
第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めるとともに、 <u>その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図ります。</u> 2～3（略）	第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。  2～3（略）

### ③第28条（国及び自治体等との連携及び協力）

広域的な連携や協力の視点を踏まえて、条文の中に「広域的な視点」や「協力」という文言を追加します。

鳥取市は、平成30年4月の中核市移行に伴い、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、及び兵庫県新温泉町とともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、地域資源を活用した地域経済の拡大や高度な医療サービスの提供、観光ネットワークの構築、交流人口の拡大等を進めてきています。さらに、令和2年3月には本圏域に香美町が加わり、1市6町の連携により人口減少・少子高齢社会においても持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。

こういった鳥取市をとりまく状況の変化も踏まえた表現となるよう、条文の文言を修正するものです。

変更後	変更前
第28条 1（略） 2 市は、 <u>広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。</u>	第28条 1（略） 2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。